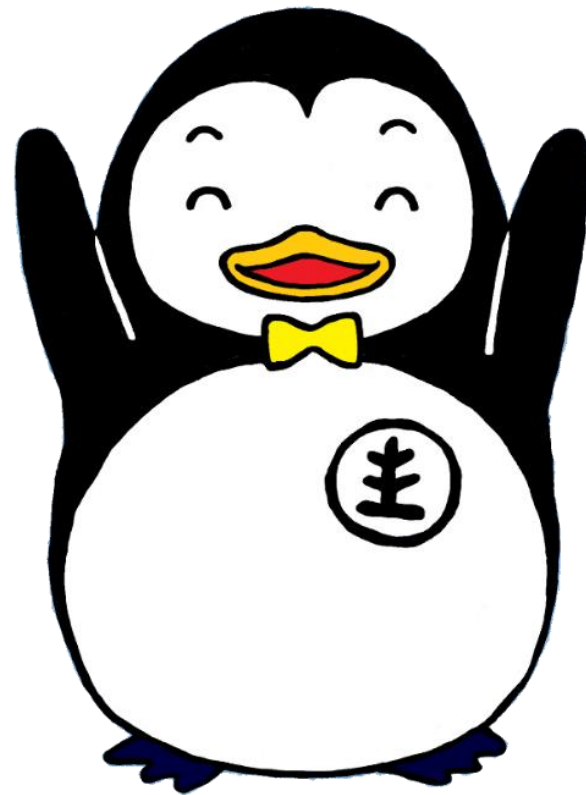


# 千葉県再犯防止推進計画について

～誰もが暮らしやすい千葉県づくり～



更生保護マスコットキャラクター  
ホゴちゃん



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 古宮 優

# 中核地域生活支援センター

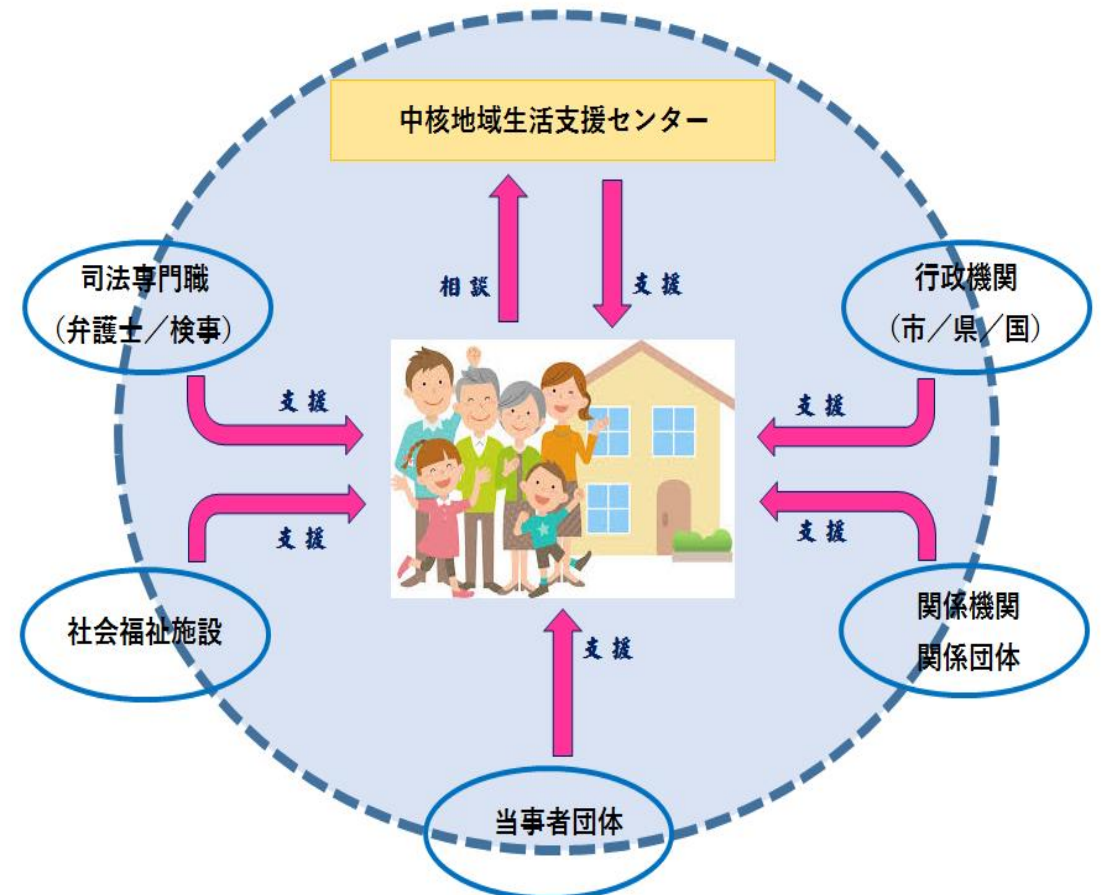
中核地域生活支援センターは、  
地域福祉のセーフティネットとして、24時間、365日体制  
で、広域的、高度専門性をもった寄り添い支援を行う。

① 包括的相談支援事業

② 地域総合コーディネート事業

③ 権利擁護

④ 市町村等バックアップ事業



# 千葉県中核地域生活支援センター等一覧

町村部を担担する中核センターは、あわせて町村の生活困窮者自立相談支援事業を運営しています。  
 柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる(circle)」は、各市の自立相談支援事業です。船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。令和3年度から千葉市内6ヶ所の基幹相談支援センターで結成する「千葉市障害者基幹相談支援ネットワーク」も連絡協議会に参加しています。

## のだネット

●野田市  
 野田市尾崎 840-32  
 TEL. 04 (7127) 5366  
 FAX. 04 (7127) 5367

## がじゅまる

●市川市 ●浦安市  
 市川市大洲1-14-4 東洋荘101  
 TEL. 047 (300) 9500  
 FAX. 047 (300) 9509

## まるっと

●習志野市 ●八千代市  
 ●鎌ヶ谷市  
 習志野市津田沼 5-2-22  
 ヴィラ習志野 301号室  
 TEL. 047 (409) 6161  
 FAX. 047 (409) 6162

## 基幹相談支援センター ふらっと船橋

(船橋市障害者(児)総合相談支援事業)  
 ●船橋市  
 船橋市海神 1-31-31  
 ジュネス海神 101  
 TEL. 047 (495) 6777  
 FAX. 047 (495) 6776

## さーくる(circle)

(船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」)  
 ●船橋市  
 船橋市湊町 2-8-11  
 市役所別館 1階  
 TEL. 047 (495) 7111  
 FAX. 047 (435) 7100

## いちちはら福祉ネット

●市原市  
 市原市東国分寺台 3-10-15  
 TEL. 0436 (23) 5300  
 FAX. 0436 (23) 5225

## 君津ふくしネット

●木更津市 ●君津市 ●富津市  
 ●袖ヶ浦市  
 富津市青木 2-16-14  
 アーバンスモール鞍山 101  
 TEL. 0439 (27) 1482  
 FAX. 0439 (88) 1481

## あいネット

(柏市地域生活支援センター)  
 ●柏市  
 柏市柏 5-8-12  
 柏市政府福祉会館1階  
 TEL. 04 (7165) 8707  
 FAX. 04 (7165) 8709

## ほっとねっと

●松戸市 ●我孫子市 ●流山市  
 松戸市新松戸 4-129  
 関口第5ビル 101  
 TEL. 047 (309) 7677  
 FAX. 047 (309) 7678

## すけっと

●成田市 ●佐倉市 ●四街道市  
 ●八千代市 ●印西市 ●白井市  
 ●富里市 ●酒々井町 ●栄町  
 佐倉市王子台 4-26-12  
 T-第一ビル 2階  
 TEL. 043 (308) 6325  
 FAX. 043 (460) 9045

## 香取CCC

●香取市 ●神崎町 ●東庄町  
 ●多古町  
 香取市北 3-2-13  
 TEL. 0478 (50) 1919  
 FAX. 0478 (50) 1414

## 海匠ネットワーク

●銚子市 ●旭市 ●匝瑺市  
 旭市口-838  
 TEL. 0479 (60) 2578  
 FAX. 0479 (60) 2579

## さんネット

●東金市 ●山武市 ●大網白里市  
 ●横芝光町 ●九十九里町  
 ●芝山町  
 山武市津辺 171-1  
 TEL. 0475 (77) 7531  
 FAX. 0475 (77) 7538

## 長生ひなた

●茂原市 ●白子町 ●長柄町  
 ●長岡町 ●睦沢町 ●一宮町  
 ●長生村  
 茂原市長尾 2694  
 TEL. 0475 (22) 7859  
 FAX. 0475 (22) 7844

## 千葉市障害者 基幹相談支援ネットワーク

●中央区障害者基幹相談支援センター  
 千葉市中央区長洲 2-13-4-101  
 TEL. 043 (445) 7733



## 夷鷲ひなた

●いすみ市 ●夷鷲市 ●大多喜町  
 ●御座町  
 いすみ市大原 8927-2  
 TEL. 0470 (60) 9123  
 FAX. 0470 (60) 9124

## ひだまり

●館山市 ●鴨川市 ●南関総市  
 ●館南町  
 館山市山本 1155  
 TEL. 0470 (28) 5667  
 FAX. 0470 (28) 5668

●この資料は、「Qのほのぼの暮らしサポート協会」の掲載会により作成しています。

# 千葉県再犯防止推進計画の概要

## 1 計画の概要

### 1 計画の趣旨

再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、その推進のため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組む指針として「千葉県再犯防止推進計画」を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止計画として策定する。

### 2 基本理念

- ・ 罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」として理解し、円滑な社会復帰を地域で支えることにより再犯を防ぎ、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図る。
- ・ 更生支援の施策は、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で罪を犯した人を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進する。

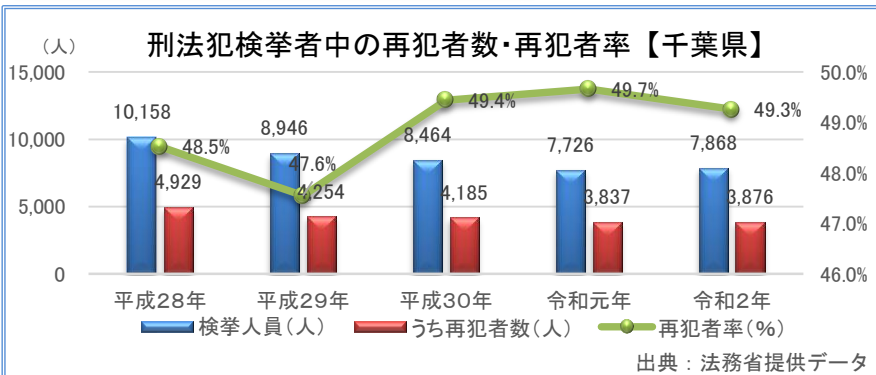
### 3 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間

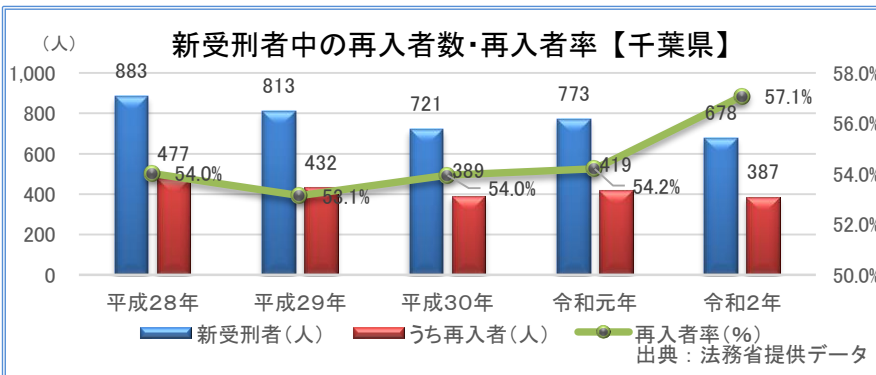
### 4 計画の対象者

法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含む。

## 2 本県の再犯防止を取り巻く状況



県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少しておらず、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移している。



刑務所入所者数は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多い状況が続いている。

## 3 計画の目標

県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施するとともに、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とする。

## 5 計画の推進体制と進捗管理

- 1 推進体制** 学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成員とする「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進める。
- 2 進捗管理** 千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ、適宜見直しを行う。

## 4 具体的な取組

### 1 犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備

矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行うことで、本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後、ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援を実施。

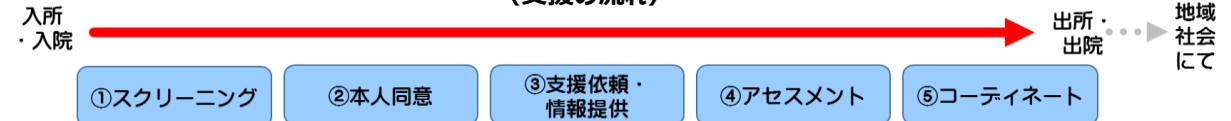
#### (対象者像)

- ・ 社会から切り離されることで孤立する人（住まいや仕事の喪失）
- ・ 家族や親族を頼れない人（関係性の悪化、家族自体に課題）
- ・ 相談する力の弱い人、セルフ・ネグレクト
- ・ 発達上の課題や精神疾患のある人

#### (取組方法)

- ・ 矯正施設における要支援対象者の抽出（スクリーニング）、県への支援依頼
- ・ 県（相談支援機関）による社会に出る前段階での福祉的支援ニーズの把握（アセスメント・面談）
- ・ 社会復帰のための生活支援体制の整備（コーディネート）

#### (支援の流れ)



### 2 県・市町村、国、民間団体等の連携強化

国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築を図る。

- ・ 県内関係者による協議の場の設置・運営
- ・ 更生支援の各分野との連携の強化（警察、検察、矯正、保護）
- ・ 県の他の計画との連携（地域福祉支援計画、青少年総合プラン、賃貸住宅供給促進計画等）
- ・ 地域の関係機関・団体に対する情報提供

※ 千葉県独自の取組として、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を本計画における再犯防止推進計画の柱とする。

※ 刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携して再犯の防止に取り組む体制を構築する。

※ 上記2つの取組を軸に、個別課題の解決に向けて、各関係機関において下記の取組を実施する。

### 3 社会における居場所の確保

- (1) 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実
- (2) 住居の確保等

### 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害者等への支援
- (2) 薬物依存を有する人への支援
- (3) 適切な医療を必要とする人への支援

### 5 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

- (1) 児童生徒の非行の未然防止
- (2) 学校等と連携した立ち直り支援
- (3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### 6 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

- (1) 少年・若年者に対する支援
- (2) 女性の抱える問題に応じた支援
- (3) 発達上の課題を有する人に対する支援
- (4) その他犯罪をした人等の特性に応じた支援

### 7 民間協力者の活動の促進等、広報啓発活動の推進

- (1) 民間協力者の活動の促進
- (2) 広報・啓発活動の推進



# フェイスシート

作成日	
所属氏名	

かな 氏名	性別		生年月日 (年齢)						
	男・女・その他								
矯正施設入所日			刑名・刑期						
刑期終了 (見込)日 罪名	満期・ 仮出所		入所度数						
犯行概要及び 動機・要因			逮捕地						
住民票所在地									
家族図 (ジェノグラムにより簡易に記載)	家族関係概要								
	本籍								
身元保証人や 出所後に頼れる 人の存在									
趣味・特技									
医療や身体の 状況	身長		体重		視力	右( ) 左( )	聴力	右( ) 左( )	
	現在症								
	既往症								
	飲酒	あり・なし	喫煙	あり・なし	賭博	あり・なし			
	その他								

刑務所内での 生活状況	知能	IQ相当値=( ) CAPAS・WAIS-III ・その他( ) 年 月 実施		
	衣類着脱	自力・要配慮・要介助	食事	自力・要配慮・要介助
	入浴	自力・要配慮・要介助	洗面	自力・要配慮・要介助
	排泄	自力・要配慮・要介助	移動	自力・要配慮・要介助
	対人関係	問題なし 問題あり( )		
その他				
福祉サービスの 利用等	障害基礎年金	あり (1級・2級・申請中) なし	療育手帳等	あり( )等級・なし
	身体障害者手帳	あり( )等級・ なし	要介護等認定	あり(要介護・要支援) なし
	精神障害者 福祉手帳	あり( )等級・ なし	生活保護	あり(受給地: ) なし
	その他			
経済状況	( 富裕 ・ 普通 ・ 困窮 )			
反社会集団との 関わり	なし あり( )			
就労について (履歴・有する 資格等)				
所持金				
出所後の生活に ついて 本人の希望等				
課題と支援の 方針				

※ 少年院においては、本シート中「刑名」「出所」「刑務所」等の用語について、「保釈処分名」「出院」「少年院」等に  
適宜読み替えること。

